平成２７年（フ）第１４８０号
長崎県佐世保市黒髪町１番５号　Ｄ号室、前住所福岡市博多区博多駅前３丁目12番３号
破産者　江口　英宏
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８７号
福岡市博多区相生町２丁目６番17―207号
破産者　二村　銑一
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７５号
仙台市若林区若林５丁目１番33号　加藤アパート201
破産者　森　英雄
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
長野県諏訪市小和田南14番14号
破産者　松澤　修
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２２６号
和歌山県橋本市岸上253番地　ラ・セゾン・クレール　102、開始決定時の住所和歌山県橋本市神野々658番地の14
破産者　柴田建設こと　柴田　秀一
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８７８号
広島市西区己斐上２丁目８番９―207号
破産者　村瀬　雄一
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４１号
福岡市早良区室見５丁目13番28―701号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区百道１丁目28番２―405号
破産者　川原田富朗
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４号
長崎県長崎市御船蔵町15番51号
破産者　本多　武晴
1　決定年月日　平成29年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
青森県弘前市大字外崎４丁目２番地16
破産者　一戸マサ子
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２３９５号
横浜市港北区新吉田東５丁目75番１―206号
破産者　澤田　香臣
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７４８号
神奈川県厚木市戸田1841番地１　フレーズ・シュクレＳ・Ｙ　Ｉ―101
破産者　福谷　宏之
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３号
石川県白山市杉森町イ102番地、従前の住所石川県野々市市本町３丁目12番15号（従前々の住所）石川県野々市市新庄３丁目220番地
破産者　村上　正
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
愛媛県西条市周布573番地２
破産者　三好　健二
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６４６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3104―１、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸３丁目13番12号
破産者　鈴木　茂
1　破産債権の届出期間　平成29年10月30日まで
2　一般調査期日　平成29年12月15日午後１時45分
平成29年９月29日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁３番18―301号、住民票上の住所堺市堺区大仙中町７番14―207号
破産者　土屋鍼灸院こと　土屋　昭男
1　破産債権の届出期間　平成29年10月30日まで
2　一般調査期日　平成29年12月14日午前10時30分
平成29年10月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
愛知県小牧市外堀２丁目77番地　ガーデン康舟102号
破産者　鳴瀧　幸男
1　破産債権の届出期間　平成29年11月２日まで
2　一般調査期日　平成29年12月21日午前11時10分
平成29年10月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３号
大阪府松原市南新町１丁目３番37号、申立時の住所大阪府松原市南新町１丁目３番25号
破産者　太田　弘之
1　破産債権の届出期間　平成29年11月２日まで
2　一般調査期日　平成29年12月18日午前11時
平成29年10月２日
大阪地方裁判所堺支部破産係